

令和5年1月11日

市内障害福祉サービス等事業者 各位

東久留米市福祉保健部障害福祉課

令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金について（通知）

日頃より、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、物価高騰に直面する障害福祉サービス等を提供する事業者の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図ることを目的として、下記のとおり支援金事業を実施することといたしました。

交付対象に該当する場合は、当支援金の申請についてご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

#### 記

##### 1 交付対象者

令和4年10月1日時点で障害福祉サービス等の提供を行う事業所が東久留米市内に所在し、物価高騰により現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者

##### 2 対象経費

令和4年10月1日から令和5年3月31日までに発生した、利用者に価格転嫁できない食材費、光熱水費及び燃料費等の総額。ただし、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金交付要綱（令和4年東久留米市訓令乙第91号）による支援金の交付を受け、かつ、当該支援金を充当している場合は、当該充当額を除いた額

##### 3 支援金の額

次の計算により得た額と「2 対象経費」の額を比較して少ない方の額

（1,000円未満切り捨て）

###### ①共同生活援助、短期入所

令和4年10月1日時点の定員数×182日×158円

###### ②通所系サービス、相談系サービス

サービス利用者数※×120日×42円

### ③訪問系サービス

サービス利用者数※×182日×42円

※令和4年7月、8月又は9月のいずれかの月のサービス提供分に係る利用者数  
(東久留米市からサービスの支給決定を受けている者に限る)

- 4 申請方法 申請書兼請求書を提出してください。  
申請期限：令和5年3月15日（水）
- 5 実績報告 事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。  
提出期限：令和5年5月12日（金）
- 6 備考
  - ・申請様式等は東久留米市ホームページに掲載しております。  
<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015075/1021852/1021853.html>
  - ・支援金の交付を受けた事業者は、支援金及び支援対象事業に係る関係書類を整備し、これを当該支援事業の属する会計年度終了後5年間保管してください。
  - ・支援金の交付決定を取り消された場合や、支援対象経費を上回る支援金が交付されているときは、当該支援金を市に返還していただきます。

書類提出先・お問い合わせ先 東久留米市福祉保健部障害福祉課管理係 電話：042-470-7747 FAX：042-475-8181 メール: shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp
---